

令和5年度第11回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年2月19日(月)午前9時30分～午前10時17分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中21名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、神田 一夫、重國 誠司、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
吉富 崇子

(2)欠席委員(3名)伊藤 良雄、賀屋 忠之、長尾 誠大

(3)事務局

岸本局長・森原参事・久保主幹、岩瀬副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

安野 正純(やすの まさずみ)委員 及び、

藤原 敏郎(ふじわら としろう)委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案第1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は714アールとなります。

議案第2号、鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は72アールとなります。

議案第3号、名田島、無償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する者です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第4号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は83アールとなります。

議案第5号、嘉川、有償移転です。

申請人は、島根県浜田市内に居住する者です。

取得後の経営規模は8アールとなります。

議案第6号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第7号、江崎、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は38アールとなります。

議案第8号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は171アールとなります。

議案第9号、阿知須、無償移転です。

申請人は、福岡県北九州市八幡西区内に居住する者です。

取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第10号、阿知須、交換移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は15アールとなります。

議案第11号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は212アールとなります。

議案第12号、徳地伊賀地、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は140アールとなります。

議案第13号、徳地島地、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第14号、徳地藤木、有償移転です。

申請人は、広島県安芸郡海田町内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第15号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は28.7アールとなります。

議案第16号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は302アールとなります。

議案第17号、阿東地福下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は464アールとなります。

議案第18号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は110.1アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第19号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第20号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地で、除外後は集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。また、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行といたします。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び

現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案について議案第20号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案15ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第21号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太

陽光発電設備を整備するものです。

議案第22号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第23号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第24号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第25号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第26号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第27号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第28号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、道路を整備するものです。

議案第29号、江良二丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第30号、吉敷赤田一丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第31号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第32号、秋穂東、農用地区域除外後は公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地となる農地で、駐車場の敷地を拡張するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行といたします。

議案第33号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです、

なお、申請地の一部は、令和5年11月に農地法の許可を得ることなく、通路として整備されているものですが、川東地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第34号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第35号、佐山、公共投資に比較的近い小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第36号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第37号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、計画図面の変更が必要となり総会審査に必要な資料の提出が間に合わないため保留とするものです。

議案第38号、阿知須、除外後は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となる、農用地区域内の農地に、貸資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、借り受け人から事業計画が提出されておらず、また、事業区域内の法定外公共物の取り扱いに関する協議ができてないということで、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため保留とするものです。

議案第39号、徳地堀、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

なお、この事案につきましては、系統連系の承諾がとれておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです。

議案第40号、徳地鯖河内、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

なお、この事案につきましては、系統連系の承諾がとれておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、議案第37号から、議案第40号までを除き申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

太陽光発電の農地転用申請の保留になっている議案について再度説明してもらえますか。

事務局

太陽光発電の売電の接続で中電の承諾が必要となりますが、接続の申込は終わっていますが、中電からの回答がまだであるため事業の実現性に問題なしと言い切れないところがあり、中電の回答があるまで保留となっています。

A委員

分かりました。

B委員

5条2号の宮野地区の議案の転用申請地は、この三角の小さい土地になりますか。

事務局

参考位置図26ページの三角の土地になります。

B委員

道路の一体利用地を合わせて、174.27㎡ということになりますか。

事務局

そのようになります。

B委員

それと、37号の小郡下郷の議案で書類の不備とはこういった内容になりますか。

事務局

川西地区協議会では全部そろっており許可相当となっていました。地区協議会
の後、申請書の作成者から連絡があり住宅の間取が違っており、建築面積が2㎡変
わり建ぺい率も変わるようになりますが、変更後の図面が総会までに間に合わない
ということで、今月の審議では保留となっています。

C委員

書類不備で保留になっている議案の取り扱いについて、書類の提出をもって許可
となりますか、それとも、総会で再度審議するようになりますか。

事務局

中電の承諾の書類の提出がまだなので、提出されれば総会で審議するようになり
ます。

今回、総会で審議保留になっている議案については、保留の要件が解消されれば
あらためて総会で審議するようになります。

C委員

分かりました。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第37号から、議案第40号までを除き、すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち、議案第32号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図39ページを御覧ください。

議案第41号、旭通り二丁目、用途地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有する、不動産業を営む法人です。

申請地は令和6年1月18日付けで宅地分譲を目的とした、農地法第5条の許可を受けましたが、事業計画地内の排水用の水路を設置する予定であった一部宅地について、その箇所への水路設置が困難となったため、排水経路の変更を行った結果、全体面積の変更が生じたものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について採決を行います。当議案に「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、「承認」といたします。

続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案28ページを御覧ください。合わせて参考位置図40ページをお開きください。申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第42号、大内矢田南四丁目、用途地域内にある第3種農地です。
母の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。それでは、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

D委員

担当地区の大内の申請なので調査に行き、本人に耕作の意向を確認し納税猶予を受けするためには、生涯耕作する必要があるため、本人の意向を確認したところ、耕作は20年ではとの見解でしたが、申請者が相談した税理士が防府の者で防府市は市街化区域があるため20年の耕作で良いが、山口市は市街化区域の設定がないため、20年までの耕作というのがないため、納税猶予をうけるためには生涯農地としての耕作する利用が必要となる旨本人伝え、確認したところ生涯耕作するとの意向を確認しました。

会長

それでは、外に意見がないようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計306筆 400,411 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第44号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおり、除外が3件、1,093㎡、用途変更が2件、956㎡、編入が62件73,617.95㎡でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案31ページをお開きください。合わせて、参考位置図41ページを御覧ください。

議案第45号から議案第54号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区2件、川東地区1件、川西地区5件、徳地地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第46号、第49号、第50号、第53号、第54号については、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、第47号、第48号、第51号、第52号については、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

F委員

大歳の現況証明の議案について曲がりくねった長い土地ですが、一筆でこれぐらいの面積になりますか。

事務局

実測すればもっと広いと思いますが、議案の審議については登記面積としていますので2.45㎡となります。

F委員

分かりました。

会長

外に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年2月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員 安野 正純

署名委員 藤原 敏郎

記 録 者 岩瀬 彰英